特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３８号
札幌市白石区東札幌５条３丁目２番40号
清算株式会社　株式会社アイエスエス
代表清算人　田村　智幸
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者札幌中央信用組合に対し、協定債権者札幌中央信用組合が有する債権のうち清算株式会社が所有していた不動産により担保されていた額である626万4050円を弁済する。
2　清算株式会社は、協定債権者市村章を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権並びに前項により協定債権者札幌中央信用組合に弁済される貸金債権を除く協定債権額の0.0014682パーセントの金員を弁済する。
3　清算株式会社は、協定債権者市村章に対しては弁済をしない。
4　本件協定債権者は、第２項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　協定債権者市村章は、清算株式会社に対し、協定債権全額につき、その債務を免除する。
6　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権者の有する各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本件協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第１０号
滋賀県草津市山寺町1180番地14
清算株式会社　エフジェイ株式会社
代表清算人　冨宅　　恵
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
ア　プロラタ弁済額の算定
一般債権額を基準債権額として、金1453万1037円を基準債権額により按分してプロラタ債権額を算定する。但し、福井二郎の債権については基準債権額に算入しないものとする。
イ　弁済額の算定
①　福井二郎を除く一般債権者の弁済額
一般債権者の弁済額は、プロラタ債権額とする。
②　福井二郎の弁済額　０円とする。
大津地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第１号
北海道小樽市祝津２丁目352番地
再生債務者　株式会社マルハ橋本商会
主文　平成24年２月15日にした監督命令を取り消す。
平成25年１月28日　札幌地方裁判所小樽支部

再生手続開始

平成２４年（再）第３号
岡山県総社市真壁150番地の４
再生債務者　株式会社山神食品
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月１日から平成25年４月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南本町２丁目１番10号
再生債務者　株式会社カズキ高分子
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月19日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月28日
平成25年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
北海道小樽市祝津２丁目352番地
再生債務者　株式会社マルハ橋本商会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月23日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年１月28日　札幌地方裁判所小樽支部

再生手続終結

平成２０年（再）第８０号
大阪市平野区瓜破南２丁目４番47号、認可決定時の本店所在地大阪市平野区背戸口５丁目４番２号
再生債務者　株式会社総環（旧商号大願クラッシャープラント株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第３８号
大阪市中央区高津３丁目14番11号、認可決定時の本店所在地大阪市中央区高津３丁目６番24号
再生債務者　アカシヤ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３０号
北海道小樽市望洋台２丁目16番327号
再生債務者　二木　健一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月５日から平成25年３月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第４４号
埼玉県越谷市蒲生４丁目17番21号
再生債務者　園嶋　宏幸
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月５日から平成25年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第６１号
愛知県豊田市西広瀬町登り315番地16
再生債務者　生田　修二
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年２月26日から平成25年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２４年（再イ）第１９０号
埼玉県新座市東北２丁目29番30―603号
再生債務者　吉川　広道
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月20日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月６日から平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部